第十九条第一項中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加え、「同項」を「法第二十八条の四第一項」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「他人」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加え、同項第一号中「他人」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。次号において同じ。）」を加え、同条第十二項第四号中「とき。」を「とき」に改め、同条第二十三項の表第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ、第百六十条第四項第二号イ(2)及び第二百三十二条の項中「、第百六十条第四項第二号イ(2)及び第二百三十二条」を「及び第百六十条第四項第二号イ(2)」に改め、同条第二十四項の表第十一条の二第二項、第十七条第一項第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ並びに第百八十条第二項第一号の項中「第十七条第一項第五号」を「第十七条第五号」に改め、同表第二百四条第一項第二号、第二百五条、第二百十九条第二項第二号並びに第二百二十二条第二項及び第三項の項中「並びに第二百二十二条第二項及び第三項」を「、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに第二百二十二条第二項」に改め、同表第二百五十八条第一項の項中「課税総所得金額」を「して課税総所得金額」に、「

第三章第一節（税率）	第
の課税総所得金額	の課税総所得金額、土事業所得等の金額
第三章第一節（税率）	第三章第一節（税率）置法第二十八条の四第

」を「

三章第一節（税率）及び同項

」に改め、同表第二百五十八条第三項第一号及び第二号の項中「第二号」の下に「

地等に係る課税
及び租税特別措一項

」「並びに第四項第一号イ」を加える。

第十九条の三第十四項中「第二百八十条第二項及び第二百九十一条」を「第二百八十一条」に、「同条第一項第三号ロ」を「同条第一項第四号ロ」に改め、同条第十五項中「国内に」を削り、同条第二十三項中「国内に」及び「（第百六十四条第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者をいう。以下この項において同じ。）」を削る。

第十九条の四第五項第二号ロ中「又は法」を「、法」に、「である」を「又は法第三十七条の十四の二第一項に規定する未成年者口座内上場株式等（第七項において「未成年者口座内上場株式等」という。）である」に改め、同条第七項中「又は非課税口座内上場株式等」を「、非課税口座内上場株式等又は未成年者口座内上場株式等」に改め、同条第十一項中「国内に」を削る。

第二十条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の表第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条、第二百十九条第二項第二号並びに第二百二十二条第二項及び第三項の項中「並びに第二百二十二条第二項及び第三項」を「、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに第二百二十二条第二項」に改め、同表第二百五十八条第三項第一号及び第二号の項中「第二号」の下に「並びに第四項第一号イ」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の表第二百三十一条の項を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第三十一条第一項に規定する政令で定める行為は、地上権又は賃借権の設定その他契約により他人（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）に土地を長期間使用させる行為で所得税法施行令第七十九条第一項の規定に該当するものとする。

第二十条の二第三項中「都市再開発法」の下に「（昭和四十四年法律第三十八号）」を加える。

第二十一条第一項中「第二十条第二項第一号」を「第二十条第三項第一号」に改め、同条第三項第二号イ中「第二十条第二項第二号」を「第二十条第三項第二号」に改め、同号ロ中「第二十条第二項第三号」を「第二十条第三項第三号」に改め、同条第七項中「第二十条第三項から第六項まで」を「第二十条第四項から第七項まで」に改める。

第二十二条の八第二十項第一号中「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を削る。

第二十三条の二第三項中「同条第一項」を「同条第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二十五条第四項中「百分の二十」の下に「（当該譲渡資産につき法第三十七条第九項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける場合において、買換資産が、同条第九項第一号に規定する資産であるときは百分の三十とし、同項第二号に規定する資産であるときは百分の二十五とする。）」を加え、同条第五項中「百分の八十」の下に「（当該譲渡資産につき同条第九項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける場合において、買換資産が、同条第九項第一号に規定する資産であるときは百分の七十とし、同項第二号に規定する資産であるときは百分の七十五とする。）」を加え、同条第十一項中「とする」を「とし、同欄に規定する政令で定めるものは、建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）のうち次に掲げるもの（その敷地の用に供される土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）を含む。）とする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　中高層耐火建築物（地上階数四以上の中高層の建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）以外の建物

二　住宅の用に供される部分が含まれる建物（住宅の用に供される部分に限る。）

第二十五条第十六項第一号中「（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二十一項中「第二十条第二項第一号」を「第二十条第三項第一号」に改める。

第二十五条の二第二項中「掲げる買換資産」の下に「（同表の第九号の下欄に掲げる買換資産にあつては、同条第九項の規定により同条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項及び第六項において同じ。）の規定の適用を受ける場合における同条第九項第一号に規定する資産である買換資産若しくは同項の規定により同条第一項の規定の適用を受ける場合における同条第九項第二号に規定する資産である買換資産又はこれらの買換資産以外の買換資産ごとに区分した場合の当該区分したそれぞれの買換資産）」を、「第三十七条の三第一項」の下に「（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「同項各号」を「同条第一項各号」に改め、同条第三項中「掲げる」を「定める」に改め、同条に次の一項を加える。

6　法第三十七条第九項の規定により同条第一項の規定の適用を受けた場合において、買換資産が法第三十七条の三第二項各号に規定する場合に該当するときにおける前二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の八十」とあるのは、買換資産が、同条第二項第一号に規定する資産である場合には「百分の七十」と、同項第二号に規定する資産である場合には「百分の七十五」とする。

第二十五条の八第六項第一号中「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は金銭の分配」に改め、同条第十三項の表第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ(2)の項中「第二項」の下に「、第百五十三条の二第一項、第百五十三条の三第一項」を加え、同表第二百三十二条の項を削る。

第二十五条の九第十四項の表以外の部分中「第三十七条の十一の四」の下に「、第三十七条の十四の二第八項」を加え、同表第百二十条第三項第三号の項中「第百二十条第三項第三号」を「第百二十条第三項第四号」に、「並びに」を「、同法第三十七条の十四の二第八項各号（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に掲げる金額並びに同項の規定により徴収された